

厚生科学研究費
(課題番号 H11-政策-008)
平成 12 年度報告書

先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する 比較研究

平成 13 年 3 月

主任研究者 阿藤 誠

先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究

平成 12 年度報告書 目次

研究者名簿

総括研究報告

主任研究者：阿藤 誠……………1

第 1 部 比較研究へのアプローチ

第 1 章 出産・育児支援と出生率：EU と日本のマクロ分析

福田亘孝 …………… 9

第 2 章 **European Family Policies and Working Parents**

Anne H el ene Gauthier

& Anita Bortnik…………… 29

第 2 部 地域・言語圏別研究

第 1 章 ドイツ語圏諸国

原 俊彦 …………… 57

第 2 章 フランス語圏諸国

小島 宏 ……………161

第 3 章 北欧諸国

津谷 典子……………267

第 4 章 南欧諸国

西岡 八郎……………407

第 5 章 英語圏諸国

釜野さおり……………515

研究者名簿

主任研究者

阿藤 誠 (国立社会保障・人口問題研究所所長)

分担研究者 (50 音順)

釜野さおり (国立社会保障・人口問題研究所・人口動向研究部第2室長)

小島 宏 (国立社会保障・人口問題研究所・国際関係部部長)

津谷 典子 (慶應義塾大学・経済学部教授)

西岡 八郎 (国立社会保障・人口問題研究所・人口構造研究部部長)

原 俊彦 (北海道東海大学・国際文化学部教授)

福田 亘孝 (国立社会保障・人口問題研究所・人口動向研究部第1室長)

研究協力者 (50 音順、アルファベット順)

赤地麻由子 (慶應義塾大学・政策・メディア研究科 後期博士課程)

石田 信義 (エリアリサーチグループ・奈良大学講師)

須田文明 (農業総合研究所・主任研究官)

丸山 茂 (神奈川大学・法学部教授)

Anita Bortnik, Department of Sociology, University of Calgary

(アニタ・ボートニック、カルガリー大学・社会学部)

Jürgen Dorbritz, Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung (BIB)

(ユルゲン・ドルブリッツ、ドイツ連邦人口研究所 研究員)

Robert Drago, Professor, Department of Labor Studies and Industrial

Relations, The Pennsylvania State University

(ロバート・ドラゴ、ペンシルベニア州立大学・労働研究/産業関係学部・教授)

Olivia Ekert-Jaffe, Institut National d'Etudes Démographiques

(オリビア・エケール＝ジャフェ、フランス国立人口研究所)

Anne Hélène Gauthier, Department of Sociology, University of Calgary

(アン・ゴルティエ、カルガリー大学・社会学部)

Britta Hoem, Program Director, Statistics Sweden

(ブリッタ・ホエム、スウェーデン中央統計局、プログラム部長)

Charlotte Höhn, Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung (BIB) Direktorin

(シャルロッテ・ヒューン、ドイツ連邦人口研究所所長)

Amy Varner, Ph.D. Candidate, Department of Labor Studies and Industrial

Relations, The Pennsylvania State University

(エイミー・バーナー、ペンシルベニア州立大学・労働研究/産業関係学部博士課程)

総括研究報告

先進諸国の少子化との動向と少子化対策に関する比較研究

主任研究者 阿藤 誠

国立社会保障・人口問題研究所所長

研究の要旨

親委員会では、主として比較研究と担当し、a.モデル家族法による家族政策の国際比較の検討、b.出産・育児休業制度および育児施設に関するデータ収集およびそれを用いた国際比較分析を行った。先進諸国を少子化と家族政策の類似性を基準にして分類した各地域・言語圏（ドイツ語圏、フランス語圏、北欧諸国、南欧諸国、英語圏）については、各分担研究者が各圏の中核となる国の研究機関とコンタクトをとり、研究協力を取りつけるとともに、少子化と家族政策の動向に関する資料収集に努めた。また可能な範囲で、収集した資料を用いた分析を行った。さらに、ドイツ連邦人口研究所にはドイツの出生動向と家族政策の分析を、スウェーデン中央統計局にはスウェーデンの出生動向・就業・家族政策支援の利用のコミューン（市町村）単位の分析を依頼し、成果を得た。

A. 研究目的

本研究は、すでに四半世紀にわたって進行している少子化傾向に対して、それを変更しうる社会政策の可能性を探ることを目的とする。この目的のためには、ひとつは、日本国内の出生動向、経済社会の動向、社会政策の動きとそれらの相互関係を実証的に分析する方法が考えられるが、これについては、すでに本主任研究者の平成8～11年度厚生科学研究プロジェクト「家族・労働政策が出生率に及ぼす影響に関する研究」も含めて多くの研究が蓄積されつつある。もうひとつは、日本と同様の少子化傾向に直面する先進国を個別に、あるいは全般的にとりあげ、それらの時系列的あるいは横断的な比較分析から日本の少子化対策のヒントをえる方法が考えられる。本研究の直接的目標は、このような先進諸国の出生動向、経済社会動向、社会政策の動きとその相互関係を、主要国について個別かつ時系列的に、また先進諸国全体について横断的に比較分析することにより、出生率に大きな影響を及ぼす経済社会特性、ならびに社会

政策を特定することである。

1980年代半ば以降日本の少子化が特に急激に進行し、今日、労働力の供給制約が大幅に強まり、従属人口指数の急上昇にともない現役世代の高齢者扶養負担が高まり、経済成長の鈍化に加え、社会保障制度の危機など、21世紀第1四半期に確実に訪れる、少子・高齢化のマイナス面の影響がクローズアップされている。しかし、さらに大きな危機は、現在の少子化傾向の継続を前提とした21世紀半ばの超高齢・人口急減社会の訪れであり、それを回避するためには、今後、人権に配慮した有効な少子化対策がとられる必要がある。本研究はそのような有効な少子化対策の選択・策定にとってきわめて有意義と考えられる。

B. 研究方法と研究経過

1. 親委員会（比較研究）では、a.モデル家族法による家族政策の国際比較の検討、b.出産・育児休業制度および育児施設に関するデータ収集およびそれを用いた国際比較分析を行った。c. Anne Gauthier 氏らの協力を得て、

ヨーロッパ諸国における働く親に関する国レベルの支援政策の変遷を整理した。

a. 来年度実施予定のモデル家族分析法による国際比較について、英国ヨーク大学の社会政策・社会福祉学部の Jonathan Bradshaw、John Ditch 両教授との議論を通して、日本を含めた各国の比較分析への方向性を探った。家族政策の国際比較を行う場合、問題となるのは個々の政府が実施している政策が極めて多様な形態を取っていることである。従って、出産・育児に対する政策支援の水準の国際比較を行う場合、一国のベネフィットの水準を個々の政策の水準で比べるのではなく、親に支給される複数のベネフィットのトータル（＝政策パッケージ）として比べる必要がある。Bradshaw 教授、Ditch 教授によって発展された Model Family Method はこうしたトータル・ベネフィットの水準の国際比較に有効であり、近年、社会政策の国際比較でよく使われている。この分析方法では幾つかの典型的な家族タイプ（＝Model Family）を設定し、その家族が家族手当、住宅手当、所得控除といった様々な形で受け取るベネフィットの総計を算出するものであり、それによってトータル・ベネフィットの水準の比較が可能になる。さらに、家族タイプごとのベネフィットの水準を比較することによって、各国の出産・育児支援が親の配偶形態、就業形態、所得水準、あるいは子供の数によって、どの様に異なっているかを考察することが可能である。

b. 出産・育児休業制度、及び育児施設の国際比較研究においては、これまで日本において利用可能であったヨーロッパ諸国の出産・育児支援政策に関する資料は各国別に独自のフォーマットによって集計されているのがほとんどであったため、国際比較による分析を行うのが極めて困難であったが、European Commission、Family Policy Studies Centre（英国）、ヨーク大学の社会政策・社会福祉学部などの協力によって、上2分野に関して EU 諸

国について共通のデータ・フォーマットによって集計された国際比較可能なデータを収集することができた。収集したヨーロッパと日本のデータを基にして、各国の出産・育児休業制度や育児施設の充実度を評価する共通尺度を作成し、この指標による各国の政策の評価と出生率の関連について検討した。

2. 地域・言語圏別分担研究者は、関連資料およびデータ収集につとめ、さらに可能な範囲内での国別の分析を手がけた。

・ドイツ語圏諸国については、重点地域としてドイツ連邦共和国を取りあげ、戦前・戦後の出生動向の分析を行ない、その特徴を抽出した。また従来より知られている高い無子比率、比較的低い同棲率・非嫡出子比率についての分析を行ない、分析結果を踏まえ、ドイツにおける家族政策とその問題点について考察した。また、ドイツ及びオーストラリアで既存のモデル家族計算事例を分析した。

・フランス語圏諸国については、フランスを中心に、ベルギー、ルクセンブルグについても可能な範囲で、出生・家族の動向と家族政策の動向を把握するとともに、フランス語圏における同質性・異質性に焦点を当てた。フランスについては全国的動向だけでなく、農村における状況にも注目した。

・北欧諸国のスウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランドの北欧4カ国については a.形式人口学的な分析、b. 出生率と経済活動の関係の分析、c.女性の就業と家庭内役割の男女分担に関する分析、d.高い婚外出生率に関する分析を行った。さらに、e. スウェーデンにおけるコミューン（市町村）単位のデータ・ベース構築を手がけた。

・南欧諸国については、人口指標に関する基礎的な情報は、日本国内では決定的に不足しているため、昨年度に引き続き、基礎的な統計データの整備や広義の子育て支援施策に関するデータの収集に焦点を置いて、研究を進

めた。

・英語圏諸国については、アメリカおよびニュージーランドに焦点をあてて研究を進めた。
a. アメリカにおける出生と労働の政策的観点からの分析、b. ニュージーランドの家族政策および出生に関わるデータの収集および分析を行った。

C. 研究結果と考察

1. 比較研究

a. 英国ヨーク大学の社会政策・社会福祉学部を訪問し、Johathan Bradshaw, John Ditch 両教授と、モデル家族法 (Model Family Method) についてディスカッションを行った。その結果、以下の点が明らかにされた。Model Family Method を用いる際、特に重要な点として、(1) どのようなタイプの家族を Model Family をするか (2) 一国内の地域 (= 地方自治体) レベルのベネフィットの格差 (3) Model Family に給付されるベネフィットのファミリー・サイクルに沿った動態化といったことが指摘された。さらに Model Family Method の日本への応用に際しては、住居費と教育費の水準とそれらに対する政策支援の水準を的確に把握することが、現在の日本の少子化を考える場合に重要になるという指摘がなされた。

b. 上記 a で述べた英国滞在中に収集・整理を行った出産・育児支援政策に関するデータと日本の出産・育児支援政策についてのデータを利用して、EU 諸国と日本の出産・育児休業制度と育児施設の充実度と出生率の関連についての分析を行い、Esping-Anderson に代表されるような福祉国家の分類法から導くものとは異なったパターンが示された。子育て支援政策はある社会経済条件とマッチした場合には出生率を上昇させる方向に作用するが、ミスマッチのある場合には出生促進効果は期待できないことが示唆された。

c. イギリスや他のヨーロッパ諸国における働く親に関する国レベルの支援策 (出産・両親

休業、育児休業、保育施設) に関わる政策を整理し、国家の掲げる目的や内容は大きく変化をつづけていること、全体的には働く親を支援する方向に進んでいること、その過程に 4 つの分岐点が見出されることが明らかになった。

2. 各言語圏・地域の研究

①ドイツ語圏諸国

a. 「ドイツの出生力変動とその要因」の研究では、東西両地域とも、戦後の結婚ブームとベビーブームで、既婚出生力が戦前の水準に達したあたりで出生減退が始まっていること、74 年以降、結婚年齢の上昇は、新しい出生抑制手段が若年層まで広がったことによること、結婚・第 1 子出生タイミングの遅延が、結果的に無子比率の増大を招き、超低出生力に繋がっているが、タイミング効果は 0 に近づきつつあるので、TFR は 1.4 前後で落ち着くと思われることなどが明らかになった。b. 「ドイツにおける・無子比率の上昇」に関する研究では、無子比率は 25 % から 30 % くらいに達していると推計されること、人口学的要因としては平均初婚年齢・第一子出産年齢の上昇が影響していること、社会層としては、「競合選択層」と「キャリア層」に無子が多いことが指摘された。c. 「ドイツにおける同棲・婚外子比率」の研究では、同棲者は実数で急速に増加しており、増加率は高年齢層の方が高いが、同棲率の高まりは止まりつつある、同棲は家族の多様化、結婚の代替え選択というより、結婚モラトリアム・準備型→妊娠・出産→婚姻と位置付けられること、婚外子比率は上昇しているが、結婚・出産ないしは出産→結婚という少子家族規範が根強く、同棲出生あるいは婚外子比率の上昇が出生力水準を下支えする効果は期待できないなどの知見が得られた。d. 「ドイツの家族政策の特徴と問題点」の研究では、ドイツの制度は、手厚い経済支援と、長く保障された育児休暇制度

・パートタイム雇用を中心とした「家族と職業の両立」、ヨーロッパの中でも比較的遅れた保育制度の面で特徴的で、専業主婦、子供が小さいうちは親が子の面倒を見るという考え方が主流で、家族政策は子育てによる経済負担の均衡化が主眼であり、非主流の女性は非婚・無子・フルタイム就業を選択するので、家族政策に対する期待は持たないことなどがわかった。

②フランス語圏諸国

a. フランス家族政策の最新動向の分析においては、2000年6月15日に、政府閣僚、国会議員50名、アソシエーション、家族問題に関わる社会的パートナーを集めておこなわれた「家族会議」で女性の家庭生活と職業生活の問題が取り上げられるべきであることが指摘されたことを受けて、家族担当省のセゴレーヌ・ロワイヤルを中心に提言された新たな家族政策の内容を明らかにし、その特徴をなしているくさまざまな家族へ向けられた政策、ミックス福祉論を中心に検討を加え、フランスでの新たな取り組みを分析した。b. 農村の育児支援実態の研究においては、都市部との保育状況の違いの検討、地方分権の流れの中でのブルターニュ州のイル・エ・ヴィレーヌ県での5歳未満児保育の事例紹介、特に都市との格差を踏まえながら、農村女性に固有のニーズに対する農業者社会共済(MSA)によるサービス提供について検討した。また、農村における5歳未満児保育と並び、高齢者介護サービスについても言及した。c. 家族政策の歴史的展開に関するレポートでは夫婦の行動に対する政策介入の必要性について若干触れ、フランスにおける家族政策の歴史的展開について検討し、さらに出生力に対する家族政策の影響について考察した。結論として、家族政策の効果は、対象を絞ることと支出された予算総額に依存することが明らかになった。d. フランス現地調査においては、重病の子どもの看護のための付添親休暇(CPP)と付

添親手当(APR)が制度化されたこと、第2子について1994年から給付されるようになった養育親手当(APE)が出産後の女性の復職を抑制する傾向が明らかになったため、不利な状況にあり保育サービスを必要とする女性の復職を支援するために女性復職扶助手当(ARAF)が制度化されたこと、EU指令に合わせるために深夜業や母性保護に関連する法律改正が行われつつあることが明らかになった。

③北欧諸国

a. 年齢別出生率、出生順位別の出生率と平均出産年齢、女性の年齢別無子、コウホート出生率の変化から、出生力水準(TFR)の推移の下での出生力の人口学的構造の変化を分析した。b. 出生率と経済活動の関係について、昨年度行った女性就業との関係のみならず、失業率との関係からの分析を加えた。c. 4カ国における変化のトレンドを見ることに加え、スウェーデン、ノルウェー、デンマークにおける男女の家事分担に関するマイクロ・データの分析結果を比較・検討し、家庭内役割分担の要因についてまとめた。d. 婚外出生率については、結婚行動(年齢別配偶関係割合と初婚年齢)の変動との関係に焦点をあて、スウェーデンとノルウェーを中心に分析した。e. スウェーデンにおけるコミューン(市町村)単位のデータ・ベース構築を、スウェーデン中央統計局への委託事業という形で行った。1980～1995年における各コミューンについて、年齢別出生数、年齢別女性人口、女性の年齢別就業人口、子どもの年齢別公的保育サービスの種類別供給数などの基礎的データの構築を手がけた。

④南欧諸国

a. センサス、人口動態など人口指標、とくに出生に関する基礎的な統計データを整備を進めた。また、南欧以外の西欧諸国と異なる傾向を示している離婚率、非嫡出子比率、同棲率、などについても南欧諸国のデータを整備

し、検討した。b.家族政策、労働政策等の広義の子育て支援施策に関するデータの収集と検討を行った。c.低出生率に対する南欧諸国の政策的対応や国民の受け止め方・考え方に関する資料の収集と検討を行った。d. スペインおよびイタリア国内の出生動向に関する地域的差異について検討した。e.ポルトガルについては、石田信義氏（エア・リサーチ・グループ、奈良大学講師）に研究協力を依頼、人口動向データの整備、社会制度の変遷に関するレポートを作成した。

⑤英語圏諸国

a.アメリカにおける出生と労働の政策的観点からの分析においては、アメリカの1960年以降の出生率の低下と女性・母親の就業率の上昇および高学歴で就労している女性の急激な出生率の低下と晩産化に関連しての生殖医療利用の増加の背景となる要因を探った。また、企業レベルでファミリーフレンドリーな制度が進んでいるといわれているアメリカであるが、女性をプロフェッショナルのキャリアの地位につかせている所では、女性は男性と同じように長年にわたって長時間はたらき、「理想の職業人」であることを証明しなければならず、多くの女性の産む選択を奪っていることが指摘された。 b. ニューージーランドの研究においては、出生に関わる人口学的データを収集し、同国の出産・育児支援制度、保育システム、育児環境の詳細を整理し、さらに、実際に子育てをしている母親とのインタビューを通して、育児経験をまとめた。

3. 各言語圏・地域の分担研究者は、以下のような現地の研究者の協力を得て、資料収集および家族政策に関する基礎的分析を行う、あるいは今後の研究協力の体制を築いた。

・英国ヨーク大学社会政策・社会福祉学部
Jonathan Bradshaw、John Ditch 両教授

・チューリッヒ大学社会学研究所 Dr. Deat Fux

・オーストリア人口研究所 Dr. Richard Gisser,
Dr. Josef Kytir, Issabella Buber

・ドイツ連邦人口学研究所所長 Prof. Dr. Jürgen Dorbritz, Dr. Juliane Roloff など

・オランダ学際人口研究所 Dr. Niko Van Ninwagen, Dr. Gijs Beets, Dr. Kene Henkens

・フランス国立人口研究所 Dr. Olivia Ekert-Jaffe

・スウェーデン中央統計局 Dr. Britta Hoem,
Dr. Aake Nilsson

・オスロ大学経済学部 Dr. Oystein Kravdal

・ノルウェー中央統計局 Ronsen 氏、Helge Brunborg 氏

・デンマーク・オーデンセ大学人口研究センター Dr. Lisbeth Knudsen

・スペイン・バルセロナ自治大学人口研究センター Anna Cabre 所長

・スペイン・コンプルテンセ大学 Fernando Gonzalez-Quinones 氏

・イタリア Universidad di Messina, Gustavo De Santis 氏, Dr. Maria Rita Testa

・ポルトガル Analia Torres 氏

・ニュージーランド・ワイカト大学人口研究センター Dr. Ian Pool

・アメリカ・ペンシルベニア州立大学労働研究・産業関係学部 Dr. Robert Drago

・カナダ・カルガリー大学 Dr. Anne H. Gauthier

4. 2国については、主要研究機関の協力を得て、詳細の資料収集と家族政策に関する基礎的分析を行った。

・ドイツ（ドイツ連邦人口研究所）

・スウェーデン（スウェーデン中央統計局）

第1部 比較研究へのアプローチ

第1章

出産・育児支援と出生率：EUと日本のマクロ分析

福田 亘孝

1. はじめに

少子高齢化の進展は日本とヨーロッパで共通して見られる現象である。例えば、1998年の期間合計出生率（Period Total Fertility Rate）を見てみると、ヨーロッパ連合（EU）の平均値は1.45になっており、人口置換水準を大きく下回っている。そして、EU中ではノルディック諸国の出生率が1.7前後で相対的に高く、反対にイタリアなどの地中海諸国が1.2前後で相対的に低い水準にあり、後者の値は日本の1999年の期間合計出生率1.34より僅かながら低くなっている（Council of Europe 1999）。これと平行して高齢者人口の増大も顕著になっている。EU全体の総人口に対する65歳以上人口の割合は1998年には12%にすぎなかったのが、2010年には18%、2020年には20%に増加すると予測されている一方で、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にある。この結果、従属人口指数は1998年の49.3から2010年には50.8、そして2020年には55.0にまで上昇すると推計されており、労働力人口の不足が深刻になりつつある（European Commission 1999）。同様に、日本でも65歳以上人口の割合は1998年には16%にすぎなかったのが、2010年には22%、2020年には27%に増加すると予測されている。この結果、従属人口指数は1998年の45.5から2010年には57.2、そして2020年には68.0にまで上昇すると考えられている（国立社会保障・人口問題研究所 2000）。

こうした少子高齢化の進行に伴って、日本やヨーロッパの先進諸国では出生率を上昇させる必要性が次第に強く認識されるようになり、各国とも子育て支援を様々に展開している。一般的に言って出生を促進させる手段は2つのカテゴリーに分けることができる。一つは、子育てにかかる経済的負担を軽減するものであり、児童手当や家族手当がこのカテゴリーに含まれる。もう一つは「子育てと仕事」の両立を可能にする社会環境を整備するものであり、出産休暇、親休暇（育児休業）制度や保育サービスの充実といった政策がこれに当たる（Hecht & Leridon 1993）。本来、これらの政策は出生促進を目的として実施され始めたわけではない。児童手当は子どもを扶養している家族の防貧対策として創設されたものであり、子どもや家族の福祉の向上を目的とした社会政策的な性格を持つものである。また、出産休暇や育児休業制度は労働者保護やGender Equityの促進、さらには労働力の有効利用などを目的とした労働・雇用政策としての側面を強く持っている（Hantrais 1996）。しかし、近年の少子化の進展に伴ってこれらの政策は、人々の出産や

子育てを支援し出生率を上昇させるための政策としての色彩が強くなりつつある。特に二番目のカテゴリーの政策は、母親に集中している「仕事と家庭」の二重の負担を削減によって育児と仕事の両立をより容易にし、さらには、出産・育児による所得の損失を保障し出産・育児の機会費用を低下させることで、人々の出生意欲を上昇させ出生率を増加させることが期待されている(Hantrais & Letablier 1996)。

既にヨーロッパでは 1930 年代に出生率が低下し、その対応として出生促進政策を行った経験を持っており、それ以来、出生力上昇のための政策介入については、様々な角度から論じられてきている(Gauthier 1993)。しかしながら、実際に政府の政策介入が、どの程度出生率を上昇させる効果を持っているかははっきりしていない(Lutz 1999)。例えば、Barmby and Cigno (1990) のイギリスを対象とした研究では、児童手当の額は出産タイミングには影響を与えるが、家族規模には有意な効果をもたらしてはいない。他方、Gauthier and Hatzius (1997) の OECD22 国を対象とした分析では、25%の家族手当の増額は期間合計出生率を約 0.07 上昇させることが認められている。また、Blau and Robins (1989) は育児サービスの充実度の増大は出生促進効果があることをアメリカにおいて発見しているが、Kravdal (1996) のノルウェーの分析では育児サービスの供給増加に、はっきりした出生力上昇効果は認められていない。また、育児休暇制度については、フィンランドでは第三子の出生確率を有意に高めるのに対して、ノルウェーでは有意な効果は認められていない(Rønsen 1998, 1999)。

この様に子育て支援政策と出生率の関連が明確でない理由の^④の一つに、政策が実施される社会的コンテクストが多様であることがあげられる。すなわち、労働市場の特徴から見ても、また、子育ての望ましいあり方といった文化的側面から見ても個々の国家は多様性に富んでおり、複雑な社会的コンテクストの下で政策は実施されている。従って、子育て支援策と出生率への影響を吟味する場合には、特定の社会的条件において両者の間に関連が存在しているかどうかを考慮する必要がある。別の言い方をすれば、独立変数(=政策変数)の従属変数への効果は、他の独立変数の値がどのような組み合わせになっているかという布置のパターンに依存する度合いが大きい。しかし、これまで行われてきた子育て支援政策と出生力についての研究は、二変量、あるいは多変量による Variable-oriented な計量的手法による分析が主流であり、これは独立変数と従属変数の共変関係が、他の変数を等しい条件にコントロールした場合にどうなるかを吟味している。しかし、このタイプの分析手法は独立変数と従属変数の共変関係の大きさが、他の変数の布置に大きく依存する場合には、両者の関係を吟味することが難しい(Ragin 1987, 1994a, 1994b; Ragin & Zaret 1983)。要するに、Variable-oriented な計量分析は、独立変数と従属変数の共変関係に対する Contextuality の影響を検討するのが難しい。従って、子育て支援策と出生力の関係のように、その政策が実施されている社会的コンテクストが大きく異なる場合には、Variable-oriented な計量分析では、独立変数(=政策変数)の従属変数への効果が

的確に測定されにくくなってしまふ。

本稿では、こうした Contextuality の影響に配慮した上で子育て支援策と出生率の関係を分析するために、Qualitative Comparative Analysis(QCA)を用いる。この分析手法は、他の変数の布置パターンと関連づけながら独立変数と従属変数の共変関係を分析する手法であり、本稿に適した分析手法と言える。以下においては、まず EU 諸国を中心にヨーロッパと日本の (1) 出産休暇 (2) 親休暇 (育児休暇) (3) 育児サービスの 3 つについて国際比較を行う。次に、これらの国の子育て支援政策の方向性を検討するために、多次元尺度構成法を用いて支援パターンの類型化を行う。そして最後に、Qualitative Comparative Analysis を行い、子育て支援政策と出生率の関係について考察をおこなう。

2. 子育て支援策 : Differences and Similarities

「Reconciliation between work and family life (responsibilities)」というフレーズで表現されているように、現在、EU 諸国では子育て支援を積極的に行い「家庭と仕事」の両立が可能な社会を構築することを EU 全体の政策目標として推進している。しかし、実際に実施されている出産や育児に対する支援のあり方は国によりかなり異なっている。これは、各国の子育て支援のパターンが、それぞれの国の労働市場の状態や人口学的条件だけでなく、「子育てはいかなるエージェントによってどの様におこなわれるべきか」というその国の文化的、規範的要因などの要因にも影響されるからである(Hantrais 1997)。本節では EU 諸国と日本の子育て支援策について比較を行う。

(1) 出産休暇

欧州理事会は 1992 年に出産休暇についての指令 (Directive 92/85/EEC) を採択し、EU 各国はこれに沿って国内の出産休暇制度の法律整備を行っている。この指令では EU 加盟国は最低 14 週間の出産休暇を法律的に保障することが規定されている。しかし、出産による就業の中断は、当然のことながら、所得の損失を女性就業者にもたらす。従って、出産・育児に対する支援水準という観点から国際比較を行う場合には、各国の出産休暇期間の長さのみならず休暇中の賃金保障の水準にも注目する必要がある。表 1 では 2000 年前後の EU 諸国と日本の出産休暇制度^②を最長休暇期間と賃金保障の 2 つの側面から比較している。

まず、休暇期間を見てみると、最も長いのがデンマークで 28 週で、次に長いのがイタリアの 5 ヶ月 (20 週) となっている。反対に最も短いのがドイツ、スウェーデン日本の 14 週であり、デンマークの 50%、イタリアの 70%の休暇期間しかない。そして、これら両極の間にオーストリア、オランダ、スペイン、ベルギーなどの国が 16 週間前後で位置している。また、最長休暇期間の長さは、ほとんどの国で子ども出生順位にかかわらず同じであるが、フランスだけは子どもの出生順位によって休暇期間の長さが異なっている。

表1：EUと日本の出産休暇

	休暇期間	賃金保障	出産休暇指数
オーストリア	16週	100%	96.0
ベルギー	15週	82%	69.2
		(最初の1ヶ月) 75%	
		(残りの期間)	
デンマーク	28週	週2846クローネ	102.9
フィンランド	105日 (日曜は除く)	所得水準により43%から82% 平均的には66%	69.3
フランス	16週 (第1子・第2子)	84%	97.4
	26週 (第3子以後)		
ドイツ	14週	100%	84.0
ギリシャ	16週	100%	96.0
アイルランド	18週	70%	58.8
		(最初の14週) 0%	
		(残りの期間)	
イタリア	5ヶ月	80%	102.9
ルクセンブルグ	16週	100%	96.0
オランダ	16週	100%	96.0
ポルトガル	120日	100%	120.0
スペイン	16週	100%	96.0
スウェーデン	14週	80%	67.2
イギリス	18週	90%	45.2
		(最初の6週) 週54.44ポンド	
		(残りの期間)	
日本	14週	60%	50.4

(資料)

Bettio, F., & Prechal, S. (1998). Care in Europe.

Commission of the European Communities. (1999). Report from the Commission.

労働省女性局. (1999). 改正男女雇用機会均等法のあらし.

具体的には、第1子から第2子までは16週間であるが第3子以降は26週間になっており、出生順位が高くなるにつれて休暇期間が長くなっている。

次に、出産休暇中の賃金保障の水準を見てみると、最も保障水準の高いのがオーストリア、オランダ、ギリシャ、ドイツ、ポルトガル、ルクセンブルグの7カ国で休暇中も就業中と同一の賃金が給付されている。次いで、フランス、イタリア、スウェーデンが80%前後の高い保障水準になっている。反対に保障水準の低いのがイギリスとアイルランドである。イギリスでは休暇期間の最初の6週は賃金の90%が支給されているが、残りの期間は週55.44ポンドの定額支給になり、これは製造業に従事する女性の一週間の平均賃金の約18%に相当する。アイルランドでは最初の14週は賃金の70%が給付されるが、

残りの期間が賃金は保障されなくなる。これら 2 つの国の休暇期間中の平均賃金保障率を期間でウエイトして加重平均で求めると、イギリスが 41.9%、アイルランドが 54.4%になる。そして、これらの国に次いで賃金保障の水準が低いのが日本で休暇中には賃金の 60%しか保障されていない。また、アイルランドやイギリスと同様にベルギーでも賃金保障の水準が休暇期間中で一定ではなく、最初の 1 ヶ月は 82%の賃金が保障されるが、残りの期間には 75%まで保障率が低下する。この結果、加重平均による出産休暇中の平均保障率は約 77%になる。

表 1 では休暇期間と賃金保障の 2 つを総合して各国の出産休暇を比較するために「出産休暇指数^㉔」を計算している。これは最長休暇期間の日数に休暇期間中の平均賃金保障率を掛けたものであり、それぞれの国における 100%の賃金が保障される休暇期間に相当する。この指数によれば、最も出産休暇の水準が高いのはポルトガルであり、賃金保障率 100%で換算した場合、休暇期間は 120 日に等しくなる。次いで高い水準にあるのがデンマーク、フランス、イタリアであり 100 日前後に相当する。反対に最も出産休暇の水準が低いのはイギリスであり、賃金保障率 100%に換算すると、休暇期間は約 45 日相当しかなく、ポルトガルの 40%弱、デンマークやイタリアの約 45%の水準である。次に水準の低いのが日本であり、賃金率 100%に換算した場合、出産休暇は 50.4 日に相当し、ポルトガルの約 4 割、デンマークやイタリアの約半分の水準に留まっている。

(2) 親休暇（育児休暇）

1992 年に EU の閣僚理事会で採択された「Recommendation on Childcare (92/241/EEC)」にも述べられているように、親休暇 (Parental Leave) 制度は Gender Equity を促進させる政策の一つとして発展してきたものである。この文書では、女性の就業パターンの変化によって顕著になってきた「仕事と家庭」の対立を緩和するために EU 各国の政府に対して、チャイルド・ケア・サービスの充実と伴に被雇用者に対して子どもの世話のための特別休暇 (Special Leave) 制度を確立することを要請している。そして、親休暇はこうした子育てのための休暇の一つである。そして、この制度は被雇用者に子育てのために休暇を取得する権利を保障することで、育児と就業の柔軟なコンビネーションを可能にする。これは女性側には育児と仕事の両立を容易にし、就業機会を拡大させる一方で、男性側には積極的な育児参加を促進し、子育て責任を父親と母親の間で均等な分担をもたらす。こうして、親休暇制度の導入は家庭と労働市場の両方において Gender Equity を促進すると考えられていた(Hantrais 1996)。

現在の EU 諸国の親休暇制度は 1996 年に欧州理事会で採択された指令 (EU Directive 96/34/EC) に基づいて作られている。ここでは、親休暇は、出産休暇後、子どもの世話をするために被雇用者に与えられる休暇という「ILO Recommendation No.165」を踏襲した定義になっており^㉕、EU 諸国は最低 3 ヶ月の休暇 (Parental Leave) を法律的に

保障することを要請している。しかし実際に各国で実施されている親休暇制度には、休暇期間の長さや休暇期間中の現金支給においてかなりのバリエーションがある。また、子育てと就業のより柔軟なコンビネーションを可能にするために、休暇形態として完全に就業を中断してしまうフル・タイムの休業だけでなく、労働時間の短縮によるパート・タイムの親休暇形態を認めている国もある。さらに、父親と母親との間で子育て責任のより均等な分担を達成するために、近年、ノルディック諸国を中心に子育てのための休暇として、親休暇に加え父親休暇（Paternity Leave）を制度化し、父親の積極的な育児への参加を促進している国もある。

表2は2000年前後のEU諸国と日本の親休暇（育児休暇）を比較したものである⁹。まず、休暇の最長期間を見てみると、フランス、ドイツ、スペインが3年間で最も長い休暇が認められており、次いでオーストリアの24ヶ月、スウェーデンの450日の順になっている。反対に、最も短いのがオランダ、ベルギーの3ヶ月であり、これは欧州理事会指令の最低限の基準を満たすにすぎない。次いで、デンマーク、イギリスの13週、アイルランドの14週の順になっている。しかし、ベルギーでは12ヶ月までの「キャリア・ブレイク」制度があり、この休暇を育児のために使うことができる。また、子育てのための休暇として、デンマークではチャイルドケア休暇（Child Care Leave）が26週、フィンランドでは子どもが3歳になるまで認められている。従って、こうした休暇までを含めて育児休暇と考えるならば、ベルギー、デンマーク、フィンランドの休暇期間は長くなり、オランダ、イギリス、アイルランドがEUにおいて、実質的な休暇期間の短い国になる。また、日本の休暇期間は1年であり、ノルウェーと同じ長さである。しかし、ノルウェーは出産休暇が親休暇を一括して一つとして扱っているため、この期間は2つの休暇の合計期間である。従って、出産休暇が親休暇から区別されている日本は、親休暇期間がノルウェーより若干長くなる。

次に、親休暇中の現金給付を見てみると、EU諸国はおおむね4つのタイプに分けられる。まず第一番目は休暇中に現金給付が全くないタイプであり、これにはスペイン、ギリシャ、ポルトガルの南ヨーロッパ諸国とイギリス、オランダ、アイルランドが該当する。二番目には定額の現金給付をおこなうタイプであり、これにはオーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギーが該当する。例えば、オーストリアでは月額5,600シリング（フルタイム休暇の場合）が支給され、ドイツでは所得審査を条件として休暇の最初の2年間は月額600マルクが支給される。また、フランスでは第一子には給付がないが、第二子からは月額3045.70フラン（フルタイム休暇の場合）が支給される。第三番目のタイプは休暇取得者の賃金の一定割合を支給するものである。フィンランドでは所得水準によって賃金の43%から82%が給付され、平均的な水準は平均賃金の66%の水準になる。また、イタリアでは30%が休暇期間中に支給され、ノルウェーでは賃金の80%を52週間支給、あるいは100%を42週間支給の二つ選択肢から一つを選ぶことができ

表2：EUと日本の親休暇（育児休暇）

	(最長) 休暇期間	現金給付	パートタイム形態での休暇	親休暇指数
オーストリア	24ヶ月	月額5,600シリング	あり	829.2
ベルギー	3ヶ月。これ以外に5年間まで延長可能なキャリア・ブレイク制度がある。	月額20,400ベルギー・フラン。キャリア・ブレイク中は月額12,308ベルギー・フラン。	あり	1933.0
デンマーク	13週。これ以外に26週間までのチャイルドケア休暇がある。	週2,846クローネ。チャイルドケア休暇中は週1,710クローネ。	なし	314.6
フィンランド	26週。これ以外にチャイルドケア休暇があり子どもが3歳になるまで休める。	出産休暇と同じ。チャイルドケア休暇中は月額1,500マルッカ。	なし	1190.4
フランス	3年	月額3045.70フラン（第二子から）	あり	1203.5
ドイツ	3年	月額600ドイツマルク（所得審査を条件として2年間のみ）	あり	1088.0
ギリシャ	3.5ヶ月	無し	なし	94.5
アイルランド	14週	無し	あり	84.0
イタリア	10ヶ月	賃金の30%	なし	385.7
ルクセンブルグ	6ヶ月	月額60,000フラン	あり	283.3
オランダ	3ヶ月	無し	あり	81.0
ノルウェー	52週、あるいは42週	賃金の80%を52週間、あるいは賃金の100%を42週間	あり	1560.0
ポルトガル	6ヶ月	無し	あり	162.0
スペイン	3年	無し	あり	939.0
スウェーデン	450日	賃金80%を1年間と日額60クローネを3ヶ月間	あり	1926.9
イギリス	13週。ただし1年間に取得のできるのは4週間まで。	無し	あり	78.0
日本	1年	賃金の40%から80%まで	あり	521.7

(資料)

- Moss, P., & Deven, F.(Eds.). (1999). Parental Leave: Progress or Pitfall?
 Clauwaert, S., & Harger, S. (2000). Analysis of the Implementation of the Parental Leave Directive in the EU Member States.
 Rostgaard, T. & Fridberg, T. (1998) Caring for Children and Older People.
 労働省. (2000). 育児・介護休業法のあらまし.

る。日本の現金給付もこの方式をとっており、休暇期間中は雇用保険によって育児休業給付金が支給される。この制度では、休暇期間中に賃金が支払われない場合は賃金の40%、事業主から休暇中に賃金が支払われる場合は最高80%までが支給される。しかし、平成11年度の「女性雇用管理基本調査」によれば、育児休暇中になんらかの形で現金給付を

行っている事業所は全体の 11.4%にすぎず、休暇中には現金を支給しない事業所がほとんどである。この点を考慮すると、日本の休暇中の実際の現金支給の水準は賃金の 40% と言える。第四番目のタイプとして、定額支給と比率支給を組み合わせで休暇中に現金給付する国ある。スウェーデンはこのタイプに該当し、親の所得の 80%が一年間支給され、残りの 3 ヶ月は一 日 60 クロウネが支給されている。

こうした多様な形態を取っている各国の親休暇を現比較するために、表 2 では「親休暇指数」を計算している⁶⁾。この指数は、まず、各国の親休暇期間中の一ヶ月あたりの平均現金給付額を、その国の製造業の一ヶ月の平均賃金で割った値を「平均賃金補償率」として計算する。そして、1 からこの平均賃金補償率を引いた値で、その国の親休暇の最長日数を割って求めている。例えば、親休暇の最長期間が 60 日で、その間、賃金補償が全くない場合、 $60 \div (1-0)$ で親休暇指数は 60 になる。また、平均賃金補償率が 0.2 であったなら、 $60 \div (1-0.2)$ で親休暇指数は 75 になる。こうして求めた親休暇指数で各国の親休暇の水準を比較すると、最も水準の低いのはイギリスであり、次いでオランダ、アイルランド、ギリシャの順になっている。これらの国は親休暇中に現金支給が全くなく、休暇期間も 3~4 ヶ月であり EU の最低基準を僅かに越えているに過ぎない。反対に水準の最も高いのがベルギーであり、次いでスウェーデン、ノルウェー、フランス、フィンランドの順になっており、上位をノルディック諸国が多く占めている。これらの国では親休暇の期間も長く、また、現金給付水準も高くなっている。日本の親休暇の水準はオーストリアとイタリアの間であり、全体ではほぼ真ん中に位置している。親休暇指数で見ると、日本の値は 521.7 であり最も水準の高いスウェーデンの 27%であり、最も水準の低いイギリスの 6.7 倍になっている。興味深いのは、出産休暇指数と親休暇指数の変動係数を求めてみると、前者の値が 25.5 であるのに対して、後者の値は 86.8 でかなり大きくなっている。これは、出産に対する支援水準には国家間でそれほど大きな違いはないが、育児に対する支援水準は、国ごとにかんがりのばらつきがあることを意味している。

また、育児と仕事の両立において重要な要素の一つである休暇形態の Flexibility に注目してみると、就業時間の短縮などのパート・タイム形態での親休暇の取得を認めている国が多く、休暇中の就業を原則的に認めないフル・タイム形態の親休暇制度を取る国はデンマーク、フィンランド、イタリア、ギリシャだけになっている。日本の育児休業制度でも勤務時間の短縮やフレックス・タイム制が認められており、パート・タイム形態で子育てと就業の両立を図ることが制度上は可能になっている。さらに、パート・タイムで親休暇を取得する場合に、休暇期間と現金給付にフル・タイムとの間に違いを設けている国も多い。例えば、フランスでは、親が月 85 時間以下働く場合には、第二子以上の現金支給が月額 2013.88 フラン、親が月 85~136 時間働く場合には 1522.35 フランへと、フル・タイム休暇の場合より低くなる。また、ベルギーでは、パート・タイムで休暇を取った場合、休暇期間が 6 ヶ月になり、フル・タイムの場合の 2 倍の長さになる。

最後に、近年、ノルディック諸国を中心に発達してきている、父親休暇 (Paternity Leave) について表 3 で見てみると、最も期間が長いのがフィンランドの 18 日、次いでノルウェー (14 日)、スウェーデン (10 日)、デンマーク (10 日) の順になっている。また、ベルギー、フランス、スペイン、ポルトガルでも期間は短いながらも父親休暇制度が法的に保障されている。しかし、全体としては、ノルディック諸国以外では、父親休暇はまだあまり普及していない。

表3：EUと日本の父親休暇 (Paternity Leave)

	休暇期間	賃金保障
オーストリア	なし	
ベルギー	3日 (private sector) 4日 (public sector)	100%
デンマーク	10日	出産休暇と同じ条件
フィンランド	18日	出産休暇と同じ条件
フランス	3日	100%
ドイツ	なし	
ギリシャ	なし	
アイルランド	なし	
イタリア	なし	
ルクセンブルグ	なし	
オランダ	なし	
ノルウェー	2週	なし
ポルトガル	5日	100%
スペイン	2日	100%
スウェーデン	10日	80%
イギリス	なし	
日本	なし	

(資料)

Bettio, F., & Prechal, S. (1998). Care in Europe.
Moss, P., & Deven, F.(Eds.). (1999). Parental Leave: Progress or Pitfall?

(3) 育児サービス

「子育てと就業」の両立を支援する手段には、育児休暇制度のように親の家庭での子どもの世話を容易にするものと保育所や幼稚園などの育児サービスの充実によるものがある。特に、後者の育児サービスの充実策は初等教育就学前の子どものケアの一部を家族以外のエージェントに委託し、子育てを「外部化」することで、親の子育ての負担を軽減し育児と仕事の両立を可能にすることを目指している。そして、政府や地方自治体は直接的、あるいは間接的な形で育児サービスに対して支援を行っている。

表 4 では初等教育就学前の子どもの注目して、EU 諸国と日本の育児サービスの充実度を比較している。この比較では、(1) 0～3 歳児のうち育児施設^①に在籍している子ども

の割合 (2) 4~5 歳児のうち育児施設に在籍している子どもの割合 (3) 公的施設在籍者率 (=公的育児施設に在籍している 5 歳以下の子どもの数÷育児施設に在籍している 5 歳以下の子どもの総数) の 3 つの指標によって、各国の育児サービスの水準を比較している。まず、0~3 歳の子どもの育児サービスについては、最も在籍者比率の高いのはベルギーで 4 割近い子どもが育児施設に在籍している。次いで、フランスの比率が高く、30% 以上の子どもが育児施設でケアを受けている。反対に水準の低いのがギリシャ、オランダ、アイルランドである。日本の在籍者の割合は約 13% でポルトガルとほぼ同じ水準にあり、全体の中では決して高い水準ではない。次に、4~5 歳の子どもの在籍者割合を見てみると、スペイン、フランス、ベルギーの割合が最も高く 100% の子どもが育児施設に在籍している。次いで、イギリス、イタリア、オランダの割合が高まっている。反対に充実度の最も低いのがフィンランドであり在籍者割合は 5~6 歳の子どもの 40% に留まっている。また、ポルトガルやギリシャでも在籍者の割合が少なく 70% 弱となっている。日本の在籍者の割合は約 95% であり、この年齢層の育児サービスの水準は全体の中でも高い方に属している。最後に公的育児施設の在籍者率を見てみると、イギリスの値が最も高く、次いでギリシャ、フィンランド、スウェーデンの順になっている。これらの国では 90% 以上の子どもが公的施設でケアを受けており、育児サービスが市場を通じて私的に供給されるのではなく、政府や地方自治体によって直接供給される傾向が強い。反対に、比率が最も低いのはオランダで公的育児施設の在籍者割合は 32% に過ぎず、日本の割合は 35% で二番目に低い値になっている。これらの国では育児サービスが私的に供給される傾向が強いと言える。

表4：育児施設に在籍している子どもの割合 (1998年)

	0-3歳 (%)	4-5歳 (%)	公的施設在籍者率
オーストリア	9.3	83.4	0.75
ベルギー	37.0	100.0	0.43
デンマーク	18.3	90.2	0.72
フィンランド	8.9	40.6	0.92
フランス	33.0	100.0	0.88
ドイツ	15.2	87.6	0.46
ギリシャ	0.0	69.0	0.97
アイルランド	1.0	77.9	0.50
イタリア	24.1	99.9	0.70
オランダ	0.1	98.8	0.32
ノルウェー	16.9	76.4	0.59
ポルトガル	12.9	67.5	0.48
スペイン	22.1	100.0	0.68
スウェーデン	18.2	72.0	0.90
イギリス	14.9	99.3	1.00
日本	12.6	94.7	0.35

(資料)

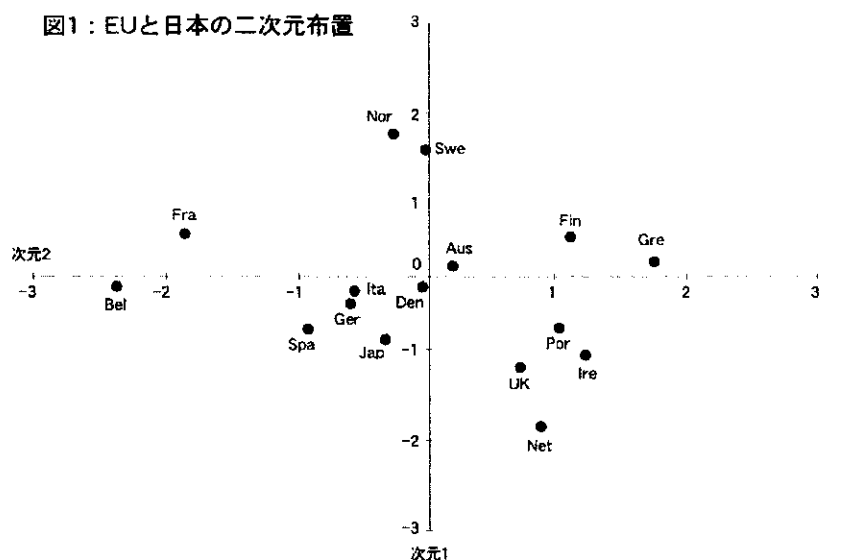
EURYDICE. (2000). Key Data on Education in Europe.

OECD. (2000). Education at a Glance.

興味深いのは0～3歳の在籍者割合と4～5歳の割合の変動係数は前者の値が69.4であるのに対して、後者の値は19.8で前者の1/3以下しかない。さらに、これらの値を親休暇指数の変動係数と比べると、0～3歳の値は親休暇指数の値の約4/5であり、4～5歳の値は約1/5になっている。こうした結果から見る限り、4～5歳の子どもの育児サービスの水準については国家間に差がほとんどないのに対して、0～3歳の子どもの育児サービスや親休暇の水準には国家間に大きなばらつきがあることになる。恐らく、こうした違いは社会経済的要因のみならず、「子どもケアの望ましい担い手」に関する個々の国の文化的、規範的要因にも関連していると思われる。

3. 支援パターンの国際比較

これまで見たようにEU諸国や日本では子育て支援を多様に展開しており、出産休暇、親休暇、育児サービスのあり方は国によりかなり異なっている。従って、個々の支援策のみに注目しては、子育て支援のパターンを一国全体として比較を行うのが困難である。そこで本節では、これまでに検討した各国の(1) 出産休暇期間(2) 出産休暇中の賃金保障率(3) 親休暇期間(4) 親休暇中の賃金補償率(休暇中の一ヶ月あたりの平均現金支給額を製造業の一ヶ月の平均賃金で割った値)(5) 育児施設に在籍している0～3歳児の割合(6) 育児施設に在籍している4～5歳児の割合(7) 公的施設在籍者率の7つ変数をz得点に変換した後、多次元尺度構成法⁽⁸⁾を用いて子育て支援について各国の類似度を2次元布置で求めた(図1)。



まず、次元1では座標軸の下端にオランダ、イギリスといった国が位置している。これらは出産休暇や親休暇の期間が短く、賃金保障の水準も相対的に低い国であり、実際、